

(趣旨)

**第1条** この要綱は、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成15年度）に基づく浄化槽設置工事を施工することができる龍郷町浄化槽設置工事指定業者（以下「指定業者」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定業者の要件)

**第2条** 指定業者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第21条第1項又は第3項の規定による登録を受けている者、又は第33条第3項の規定による届けのある者であること。
- (2) 管工事施工管理士の資格を有している事業者であること。
- (3) 龍郷町内に本社及び営業所を有している法人で代表者が本町出身及び縁故関係にある事業者であること。
- (4) 龍郷町に指名願いを提出している事業者であること。
- (5) 龍郷町の住民を雇用している事業者であること。

(指定業者の申請)

**第3条** 指定業者の指定を受けようとする者は、浄化槽設置工事指定業者申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 法第23条第3項に規定する登録簿謄本又は法第33条第3項の規定による届け出の写し
- (2) 管工事施工管理士の資格の写し
- (3) 法第42条第1項の浄化槽設備士を雇用していることを証する書類で次に掲げるもの
  - ア 浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し。ただし、昭和62年度以前に浄化槽設備士の資格を取得した者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術講習会修了証書の写し
  - イ 浄化槽設備士の住民票
  - ウ 浄化槽設備士の給与所得の源泉徴収票の写し
- (4) 前年度の法人町民税納税証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(許可書の交付等)

**第4条** 町長は、前条の規定による申請を受理した者のうち、適格と認めた者については、浄化槽設置工事指定業者名簿（様式第2号）に登録し、龍郷町浄化槽設置工事指定業者証（様式第3号）

を交付する。

- 2 前項の指定の有効期間は、2年以内とする。
- 3 指定業者は、指定期間の満了後も引き続き指定を受けようとするときは、その満了日の30日前までに浄化槽設置工事指定業者継続申請書（様式第4号）に、前条に規定する書類を添えて町長に提出しなければならない。

（指定業者の遵守事項）

**第5条** 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可証は、事業所の見やすい場所に掲示すること。
- （2）工事の相談及び見積の照会があったときは、速やかに対応すること。
- （3）工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- （4）工事の契約に際しては、工事金額、工事期限、浄化槽等設置平面図及び立面図のほか、必要事項を明記すること。
- （5）工事を施工するときは、法及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省、建設省令第1号）の規定に基づき、遺漏なく誠実に施工すること。
- （6）前号の工事の施工は、指定業者自らが施工するものとし、下請人により施工させてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ町長の承認を受けて、その一部を下請人に施工させることができる。
- （7）工事完成後、浄化槽設備が1年以内に破損又は故障したときは、無償で保証すること。ただし、天災地変又は使用者の責めに起因されると認められるときは、この限りでない。
- （8）その他町長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

**第6条** 町長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、当該指定業者の指定の取消し、又は一定の期間指定の効力を停止することができる。

- （1）第2条に規定する要件を欠けたとき。
- （2）前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- （3）その他町長が指定業者として不相当と認めたとき。

- 2 前項の処分によって指定業者が損害を受けることがあっても、町長はその責めを負わない。

（異動の届出）

**第7条** 指定業者は、第2条及び第3条に規定する内容に異動が生じたときは、直ちにその部分について浄化槽設置工事指定業者異動届出書（様式第5号）により届出し、承認を受けなければならない。

らない。

(賠償)

**第8条** 指定業者は、工事施工に関し工事申込者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。